

かのやばら祭り協賛募集要項

かのやばら祭り実行委員会（以下「実行委員会」という。）は、かのやばら祭り（以下「ばら祭り」という。）の趣旨に賛同のうえ、協賛いただける企業や団体等を募集します。

1 協賛企業・団体とは

協賛の申込みを行い、ばら祭りの運営等に資することを目的として、金銭協賛していただける企業や団体です。

2 協賛の種別や特典

協賛区分	協賛金額	協賛特典
特別協賛	5万円以上	かのやばら祭り春・秋のどちらかの祭りに対応 ①ばらのまちかのや公式 HP への企業名掲載 ②協賛一覧看板（サイズ大）への掲載 ③協賛個別看板（2枚）への掲示 ④会場正面前アーチへの掲載 ⑤ポスター、チラシへの掲載 ⑥協賛個別のぼり（10本）作成・掲示 ⑦その他
一般協賛 A	5万円	かのやばら祭り春・秋のどちらかの祭りに対応 ①ばらのまちかのや公式 HP への企業名掲載 ②協賛一覧看板（サイズ大）への掲載 ③協賛個別看板（2枚）への掲示 ④会場正面前アーチへの掲載 ⑤ポスター、チラシへの掲載 ⑥協賛個別のぼり（10本）作成・掲示
一般協賛 B	3万円	かのやばら祭り春・秋のどちらかの祭りに対応 ①ばらのまちかのや公式 HP への企業名掲載 ②協賛一覧看板（サイズ大）への掲載 ③協賛個別看板（1枚）への掲示
一般協賛 C	2万円	かのやばら祭り春・秋のどちらかの祭りに対応 ①ばらのまちかのや公式 HP への企業名掲載 ②協賛一覧看板（サイズ中）への掲載 ③協賛個別看板（1枚）への掲示
一般協賛 D	1万円	かのやばら祭り春・秋のどちらかの祭りに対応 ①ばらのまちかのや公式 HP への企業名掲載 ②協賛一覧看板（サイズ小）への掲載

※春・秋の両方を一括で申し込むことも可能。

3 協賛申込方法

以上の条件を確認のうえ、別紙「かのやばら祭り協賛申込書」を郵送、FAX等で事務局へ送付

4 注意事項

- (1) ばら祭りがやむを得ない事情で中止になった場合でも、既に受領済みの協賛金等はお返しできません。
- (2) 社名または商標の掲載につき、協賛企業等が複数の場合は、実行委員会の判断により表示の位置、順序及び大きさを調整させていただきます。
- (3) ばら祭りにふさわしくない企業・団体からの協賛はお受けできません。
※ふさわしくない企業・団体例
 - ・政治性及び宗教性のあるもの
 - ・風俗営業法等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法第122号）第2条に規定するもの又はこれに類するもの
 - ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する企業（平成3年法第77号）第2条第2号の規定に該当するもの
- (4) 協賛に関して疑義が生じた場合は、互いに協議のうえ、誠意をもって解決に当たること

5 申込み・問合せ先

かのやばら祭り実行委員会（鹿屋市 都市政策課 公園管理室内）

〒893-8501 鹿屋市共栄町20-1 TEL 0994-31-1150 FAX 0994-41-2936